

一般社団法人日本物理療法学会 懲戒規則

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。) 定款第9条に基づき、会員の懲戒処分に関する手続きを公正、迅速に行うために必要な事項を定め、この法人の信用及び名誉を保持することを目的とする。

2 本規則の適用にあたっては、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮し、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、本規則を濫用してはいけない。

(懲戒処分の対象)

第2条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、この法人の理事会の発議を経て代議員総会の決議に諮った後、懲戒処分を行うことが出来る。

(ア) 反社会的または刑罰法令に抵触する行為またはこの法人の定款もしくは規則・規程に違反したとき。

(イ) この法人の名誉または信用を傷つけ、または、目的に反する行為があったとき。

(ウ) その他懲戒処分を行うべき正当な理由があるとき。

(懲戒処分の効果)

第3条 懲戒処分の効果は以下の通りとする。

(ア) 除名 : 除名処分を受けた会員はその処分を受けたときから会員の身分を喪失する。

(イ) 会員の資格喪失 : 相当な期間を定めての会員資格を停止し、その期間での学会活動の停止、ならびにセミナー受講、学会誌への投稿資格喪失も含まれる。相当期間とは6ヶ月以上3年未満とするが、刑罰法令に抵触する行為のときは、その量刑に応じて3年を超えることが出来る。

(ウ) 訓告 : 訓告処分を受けた会員は、事後の会員活動において、注意の内容を十分に留意して活動するものとする。

(懲戒処分の決定権者)

第4条 理事長は第2条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したとき、理事会に諮り、理事会に対し当該行為にかかる調査を指示し、その事実の有無、内容、程度、状況などを調査させなければならない。

2. 理事長は事案の性質上、別に調査委員会を設置し、調査することが妥当と判断した場合は、理事会に請求、調査委員会を設置する。

3. 前条に該当する会員に対し懲戒処分を通知する前に、懲戒処分対象会員から退会届が提出された場合でも、理事会の判断により、届出の受理を保留し、本規則に定める手続きを行うことが出来る。その場合、理事会は処分対象会員に退会届を留保していることを速やかに連絡する。

4. 理事会は理事会での調査または別に設置された調査委員会の報告書に基づき処分に関する発議を行う。ただし、当該処分対象会員に対し、本人が希望した場合には代議員総会での決議前に弁明の機会を与えなければならない。

5. 処分決定には理事会での発議を経た後、代議員総会で総代議員の3分の2以上の決議を必要とする。ただし、訓告については、懲戒の内容に応じて代議員総会での決議を省略し、理事会で処分を決定することが出来る。

(調査委員会)

第5条 調査委員会を設置した場合、調査委員会は短期委員会とし、任務終了後には解散する。

2. 調査委員会を設置する場合には、その委員は理事・代議員各2名以上および必要に応じ若干名の外部有識者から構成されるものとし、理事長が任命する。委員長は委員の互選で決定する。

3. 処分対象会員または処分事案につき利害関係のある者、審査の公正を害する恐れがある者は調査委員とすることはできない。

4. 調査委員会の議事および審査は公開しない。

(勧告)

- 第6条 理事会は処分対象会員に対し、処分の決定が下るまでの間、活動の自粛を勧告することができる。
2. 第1項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から処分決定までの期間を参入することができる。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は令和5年 月 日から施行する(令和5年月日 理事会議決)